「秋田県簡易型ＩＣＴ活用モデル工事」の試行について（概要）

１　目的

ＩＣＴ活用モデル工事は、５つのプロセス（起工測量、設計データ作成、施工、出来形管理、データの納品）全てにおいてＩＣＴの活用が必須となっている。

今後、ＩＣＴの更なる活用拡大につなげるため、従来の５つのプロセスを必須とせず、工事現場や施工者の実情に合わせて要件の一部でのＩＣＴ活用でも評価する「簡易型ＩＣＴ活用モデル工事 」を試行する。

２　従来のＩＣＴ活用モデル工事との違い

⑴　ＩＣＴを活用するプロセス

※簡易型として発注した案件で、全てをＩＣＴ活用した場合は従来のＩＣＴとして扱う。

⑵　その他

	簡易型	従来のＩＣＴ
対象工種	・土工のみ	・土工、舗装工　等
インセンティブ	・工事成績評定点の加点 （２点：従来の半分）	・工事成績評定点の加点 ・実績証明書の発行 （総合評価での加点）
費用計上	・当初設計では従来工法による施工方法で積算し、変更契約においてＩＣＴ活用として変更計上	・発注者指定型の場合は、当初設計からＩＣＴ施工を計上 ・受注者希望型の場合は、変更契約において計上

３　施行日

令和２年１０月１日以降に閲覧公告等する工事に適用する。